

(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進

誰もが健康に暮らせる環境づくりに向け、県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に健康づくりを行う「健康づくり文化」を推進します。

女性の健康をめぐる様々な問題について、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階に応じた健康保持・増進を進めます。

男女ともに相談しやすい体制の整備による自死予防や、喫煙飲酒対策など、生涯を通じた健康保持・増進を進めます。

【具体的施策】

① 健康づくり文化の定着を目指した普及啓発の実施、健康づくりに積極的に取り組む施設、団体などを「健康づくり応援施設（団）」に認定するなど、「健康づくり文化」を推進します。

② 生涯を通じた健康な体づくりのため、誰もがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。

③ 自殺予防週間や月間を通じた街頭キャンペーンの実施などにより、自死予防に関する普及啓発を進めます。

④ 各種がん検診の受診促進に向け、がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診受診啓発並びにがん検診を受けやすい体制の整備を進めます。

⑤ 健康に関する情報提供、相談体制を整備し、健康づくりを支援します。

⑥ 市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者などを対象とした介護予防の取組の実施に係る研修などを実施し、介護予防対策を推進します。

⑦ 受動喫煙のない社会を目指して、喫煙者への禁煙支援や、たばこがもたらす健康被害に関する知識の普及をするとともに、特に健康被害を受けやすい妊産婦へ

は妊婦健診や母子手帳配布時など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を進めます。

⑧ 男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。

(2) 妊娠・出産等に関する支援

妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、男女が共に地域において安心して安全に子どもを生み育てることができるよう支援体制を充実するとともに、不妊に対する施策の充実、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行います。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）*に関する正しい知識の普及、命を大切にする、望まない妊娠を防ぐという観点を含めた発達段階に応じた性に関する教育・啓発を行います。

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態」にあること。（平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」より）また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）を得る権利」のこと。

【具体的施策】

① 「子育て世代包括支援センター（とつとり版ネウボラ）」を整備し、妊娠・出

産（産前産後）・子育てまで切れ目のない相談支援などを行います。

- ② 不妊専門相談センターの設置や、不妊検査及び不妊治療に要する経費の一部を助成することで、不妊治療などの支援を行います。
- ③ 望まない妊娠予防についての健康教育や出前教室の実施により、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ④ 周産期医療情報システムの活用、総合周産期母子医療センターへの搬送コードネーターの設置などにより周産期医療の充実を図ります。
- ⑤ 子どもの発病時の対処方法などに対する地域への出前講座、小児救急ハンドブックの作成、小児救急電話相談の実施などにより小児医療の充実を図ります。
- ⑥ 性に関する指導・エイズ教育研修会の開催など、学校における性に関する指導・エイズ教育を充実します。

（3）健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIVをはじめとする性感染症は、健康に大きな影響を及ぼすものであるため、感染予防の啓発や医療体制の充実など、総合的な対策を推進します。

危険ドラッグなど薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪につながる行為であるため、薬物に対する正しい知識の普及及び薬物乱用を防止するための啓発活動を強化します。

【具体的施策】

- ① エイズ・性感染症予防対策に向け、エイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発、医療体制を充実します。
- ② 「薬物乱用防止研修会」を開催するなど、学校における薬物乱用防止教育の充実を図ります。

＜数値目標＞

項目	現状（年度）		目標（年度）	
健康寿命（男女別）	男性：70.87歳 女性：74.48歳	H25	男性：73歳 女性：76歳	H32
自死者の減少	106人	H27	減らす	H29
運動習慣のある者の割合	男性：26.6% 女性：29.4%	H24	男女とも30%以上	H31
成人の週1回以上スポーツ実施率	男性：57.7% 女性：53.3%	H26	男性：68%以上 女性：63%以上	H31
1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合（男女別）	中学校女子：80.4% 中学校男子：94.3% 小学校女子：88.5% 小学校男子：94.2%	H27	中学校女子：81% 中学校男子：95% 小学校女子：90% 小学校男子：95%	H32
がん検診受診率	胃がん：25.8% 肺がん：27.9% 大腸がん：30.2% 子宮がん：32.0% 乳がん：30.5%	H26	胃がん：50%以上 肺がん：50%以上 大腸がん：50%以上 子宮がん：50%以上 乳がん：50%以上	H29
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	4市町村	H27	19市町村	H31
人工妊娠中絶率	10.4	H26	9.4	H32
妊娠11週以下の妊娠の届出率	91.0%	H26	100%	H32
妊娠中の喫煙（妊娠の届出時）	2.6%	H27	0%	H32
県内のN I C U*病床数	18床	H27	24床	H33

* N I C U

新生児特定集中治療室。早産児や低出生体重児、または何らかの疾患のある重症の新生児に対して、呼吸や循環機能の管理など高度で専門的な治療を集中的に行う病棟のこと。

重点目標 4 誰もが安心に暮らせる環境整備

＜現状と課題＞

少子高齢化の進展、雇用・就業をめぐる環境の変化、単身世帯やひとり親家庭の増加など社会的に対応していく課題が増えてきています。また、高齢や障がいにより困難な状況に置かれるといった問題や、同和問題などに加え、女性であることで複合的に困難を抱える場合があります。特に、高齢者の単身女性や母子家庭は経済的に厳しいケースもあります。また、高齢者の単身男性が地域で孤立するなどの問題もあります。

こうした様々な困難を抱える人々の持てる力を引き出し、自立に向けた力を高める取組を進め、誰もが安心して暮らすことのできる環境の整備を行う必要があります。

平成26年における鳥取県の65歳以上の高齢者は16万4千人で、高齢化率は28.5%と、全国に先駆けて高齢化が進んでおり、高齢者の夫婦や高齢単身者の世帯も増加しています。

高齢期を迎えても住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくようにしていくためには、家族のみならず地域や社会全体で支える仕組みが必要になっています。

さらに、高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、社会を支える重要な一員として高齢者の役割を積極的に捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを充実していくことが必要です。

県内の障がい者数は増加し、高齢化も進んでおり、今後も増加し続ける見込みです。県内事業所における障がい者雇用率は、法定雇用率（2.0%）に届いていないなど、障がいのある人が自立した生活を送ることができるように支援していく必要があります。

鳥取県では、平成21年に、障がい者が暮らしやすい社会を目指す「あいサポート運動」を開始しました。この運動は全国的な広がりを見せ、あいサポート一数は全国で約29万人（平成28年3月末現在）となっています。また、平成25年に、全国で初となる「鳥取県手話言語条例」（平成25年鳥取県条例第54号）を制定しました。こうした障がいや障がい者に対する理解を深める取組を引き続きしていく必要があります。

県内に在住する外国人は、約4千人（平成27年12月現在）で、鳥取県人口の約0.7%にあたり、約66カ国の方々が在住しています。国際化が進展する中で、国際性豊かな県民の育成と地域の活性化を図る取組を進めていく必要があり、県内に暮らす外国人が安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

ひとり親家庭においては、母親か父親のいずれかが仕事や子育てなどをすべて担う必要があり、経済、教育、健康面などで不安や負担が大きくなっています。ひとり親家庭の約9割が就業していますが、特に、母子家庭の約4割が臨時・パート労働者で、年収200万円未満の世帯の割合が約3割を占めています。多くのひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれており、生活の安定と養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

鳥取県では、平成28年3月に「子育て王国とっとり条例」（平成26年度鳥取県条例第5号）を改正し、「子どもの貧困対策推進」について強い意思を改めて示すとともに、家庭教育の支援及び地域の教育力の向上に関する施策などを明確に定めました。生活保護世帯の子どもや就学援助を受けた児童生徒の数は増加傾向にあるなど、子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて

連鎖することのないように、教育や生活支援などの取組を進めていく必要がありま
す。

また、同性カップルを結婚に相当する関係と認める証明書を発行する自治体や、性的マイノリティ*に配慮した職場づくりを進める企業が少しずつ増えるなど、性的マイノリティの人権に対する社会の関心が高まっています。

一方で、平成26年5月に実施した鳥取県人権意識調査では、性的マイノリティの人権に関する問題について38.8%の人が「わからない」と回答しており、また、年齢層が高くなるほど「わからない」と回答した人の割合が高くなっています。このように県内では、性的マイノリティへの理解が低いことがうかがわれ、その正しい認識と理解を広げる取組が必要です。

*性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者や生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人々などのこと。

●障がい者雇用率の推移（民間企業）

(単位：%)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
鳥取県	1.78	1.78	1.83	1.78	1.80	1.77	1.88
全国	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82

(厚生労働省「障害者雇用状況調査」(平成26年))

●ひとり親世帯の就業状況

(単位：%)

	正規の職員・従業員	臨時・パート	派遣社員	自営業	家族従業者	その他	無回答
母子世帯	50.2	39.1	2.6	3.2	1.1	2.7	1.1

父子世帯	64.8	14.3	2.2	13.2	3.3	1.1	1.1
寡婦世帯*	46.0	40.0	0.0	8.0	4.0	0.0	2.0

(鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成25年))

*寡婦世帯

6歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者からなる世帯のこと。

●ひとり親世帯の年間収入

	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上
母子世帯	11.0%	22.6%	27.9%	17.1%	21.5%
父子世帯	6.1%	4.5%	28.8%	27.3%	33.3%
寡婦世帯	0.0%	18.4%	7.9%	21.1%	52.6%

(鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成25年))

●性的マイノリティの人権に関することで問題があると思うこと

項目	
性的マイノリティに対する理解が足りない	39.1%
職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける	18.8%
じろじろ見られたり、避けられたりする	16.3%
就職・職場で不利な扱いをうける	15.6%
わからない	38.8%

(鳥取県人権意識調査(平成26年))

＜施策の基本的方向＞

(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備

高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した日常生活を営めるよう、高齢者の地域活動を支援し、建築物、道路、駅などのバリアフリー化などを進めるとともに、家族介護者の負担軽減を図り、介護を社会全体で支え

ていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

【具体的施策】

- ① 住民が主体となった高齢者、障がい者などの要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守りなどの体制整備の取組を支援します。
- ② 成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者などの権利擁護の推進を図ります。
- ③ 介護人材を確保し、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職などに対し、職種別・専門技術別の研修を実施します。
- ④ 元気な高齢者の地域活動を支援するため、シニアバンクなどによる技能、経験、資格などを活かした地域活動や高齢者などの地域住民が集う拠点整備の支援を行います。
- ⑤ 高齢者への総合的な生活支援の中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を支援します。
- ⑥ 市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者等を対象とした介護予防の取組の実施に係る研修などを実施し、介護予防の推進を図ります。
- ⑦ 高齢者虐待の防止に向け、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発の推進、早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業などを実施します。
- ⑧ 予防・早期発見・早期治療の体制の整備や、専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職の養成、認知症に関する

する相談・支援の強化など、認知症対策を進めます。

⑨ バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者などの移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。

⑩ 県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。

⑪ 専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。

⑫ ユニバーサルデザイン（UD）*に関する理解に向け、地域、団体又は企業が開催する集会などへの出前講座、小中高生を対象とした出前授業及び県民を対象としたUD研修を開催します。

*ユニバーサルデザイン（UD）

障がいの有無、年齢、性別、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。

（2）障がい者が暮らしやすい環境の整備

障がいのある人がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるように、バリアフリーやユニバーサルデザインの促進による生活しやすい環境整備や生活・就業の支援を行います。

また、障がいのある人が暮らしやすい社会の実現に向けて、あいサポート運動の推進など様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発及び広報活動を積極的に推進します。

【具体的施策】

- ① バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者などの移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。【再掲】
- ② ユニバーサルデザインに関する理解に向け、地域、団体又は企業が開催する集会などへの出前講座、小中高生を対象とした出前授業及び県民を対象としたUD研修を開催します。【再掲】
- ③ 県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】
- ④ 専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】
- ⑤ 成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者などの権利擁護の推進を図ります。【再掲】
- ⑥ 住民が主体となった高齢者、障がい者などの要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守りなどの体制整備の取組を支援します。【再掲】
- ⑦ 障がい者を対象とした職業訓練を実施し、障がい者の雇用・就業の促進を図ります。
- ⑧ 一人ひとりの障がい者がその適性とその能力に応じた職に就き、自己実現と社会参加を一層促進するために、障がい者の一般就業を支援します。
- ⑨ 多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う「あいサポート」を増やし、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、研修や啓発活動などを実施します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境の整備

県内で働いたり、生活する外国人に対して多言語での日常生活情報の提供や、相談体制を整備し、医療、保健・福祉サービスの充実、子どもの就学の実態を踏まえた支援、就労環境・住みやすい住環境の整備など、安心して暮らせる環境を整備します。

【具体的施策】

- ① ホームページ運営やメールマガジンの配信、機関紙の発行において、多言語情報発信による支援を行います。
- ② 専門通訳ボランティアの派遣、国際交流コーディネーターの配置、日本語クラスの運営などによるコミュニケーション支援を行います。
- ③ 国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。
- ④ 専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】

(4) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭などに対し、子育て・生活支援、就業支援など、地域での生活を総合的に支援します。

また、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発を進めます。

子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育・生活支援、保護者の就労、経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

子ども用トイレ、授乳コーナー及び親が乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの設置などによって外出しやすい環境を整備するなど、子どもや子育て中の視点でバリアフリーを推進します。

【具体的施策】

- ① 女性や性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付などにより、人権に対する意識啓発に取り組みます。
 - ② ひとり親家庭の生活の安定と就業・自立促進などに向け、手当の支給、資金の貸付、医療費の助成、就業相談から技能講習といった就業支援サービスなど総合的に支援を行います。
 - ③ 国の配置基準を超えて母子支援員を配置し、母子生活支援施設の機能を強化します。
 - ④ 一定要件を満たす母子家庭の母などが公共職業訓練などを受講するときに訓練手当を支給します。
 - ⑤ 県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。 【再掲】
 - ⑥ 子どもの貧困対策の推進にあたり、生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の推進など、関連施策を連動させ一体的に推進することにより、効果的な施策展開を図ります。
- (5) 性的マイノリティに関する理解促進
- 学校教育において、児童生徒の発達段階に即して、性的マイノリティの児童生徒の

不安や悩みを受け止め、きめ細やかな対応の実施や教育の推進に努めます。

採用などにおける差別が行われないよう、企業などで性的マイノリティの人権に対する理解を深めるための啓発を推進します。

【具体的施策】

① 人権相談窓口（人権尊重の社会づくり相談ネットワーク）を設置し、電話及び面接による一般相談並びに弁護士などによる専門相談の実施や関係機関の連携強化などにより、様々な人権相談に総合的に対応します。

② 女性や性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付などにより、人権に対する意識啓発に取り組みます。 【再掲】

＜数値目標＞

項目	現状（年度）		目標（年度）	
シニア人材バンクへの延べ登録者数	393人	H27	2,000人	H31
とっとりシニア人財バンク掲載者数	108人	H27	150人	H30
学校支援ボランティア (登録者数) (実施市町村数)	7,575人 14市町村	H27	9,000人 19市町村	H31
ふれあい共生ホーム (設置数) (設置市町村数)	41箇所 12市町村	H27	50箇所 19市町村	H31
あいサポーター数	全国292,548人 (うち県内 63,207人)	H27	全国44万人 (うち県内 81,000人)	H32
ユニバーサルデザインを理解している県民の割合	21.6%	H26	50%	H31
障がい者の実雇用率				

民間企業	1.99%	H27.6	2.0%	H30
知事部局	2.95%	H27.6	3.0%	H30
教育委員会	2.75%	H27.6	2.9%	H30
病院局	1.9%	H27.6	2.3%	H30
警察本部一般職員	2.61%	H27.6	2.61%以上	H30
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	5市町村	H27	19市町村	H31
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	12市町村	H27	19市町村	H31
貧困世帯向けの学習支援事業の実施市町村数	9市町	H27	19市町村	H31

重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。

男女共同参画社会の実現に向け、DV*、性暴力やストーカー行為などあらゆる暴力を許さないという意識を社会に浸透させ、その対象の性別や被害者、加害者の問柄を問わず、暴力の防止に向けた普及啓発、相談体制の周知や充実、被害者支援を進めていく必要があります。

DVに関する相談は、923件（平成27年度）で前年度より60件増加しています。鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年）によると、女性3.5%、男性1.2%が、この5年の間にDV被害を受けたことがあると答えており、そのうち6割以上が被害をどこ（誰）にも相談していません。警察におけるDV事案の認知件数は、93件（平成27年）で減少傾向にありますが、10年前と比較して、約4倍に増加しています。さらに、交際中の男女間の暴力（デートDV）も問題化しており、若者

を中心とした予防教育・啓発も重要な課題となっています。

また、児童虐待に関する相談も依然として多く寄せられており、子どもの命に関わる事案も発生しています。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から子どもの自立まで総合的な支援が必要です。

性暴力は、加害者との面識がある場合が多く、世間体を気にするなど、声をあげられない被害者が多くいます。鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年）によると、女性の約7%が性暴力被害を受けたと回答しており、その半数がどこにも相談していません。性暴力被害者への支援に関する仕組みが整備されていないため、支援体制を構築する必要があります。

また、支援に関わる機関・団体が、支援を行う段階で被害者に二次被害*を与えてしまうことがないように、関係機関の性暴力被害者に対する理解を深めていくことも課題です。

情報通信技術の発展によりインターネットが急速に普及し、インターネットに接続できる端末も多様化し、様々な情報をたやすく入手・情報発信できるようになりました。発信されている情報の中には、固定的性別役割分担意識を肯定する内容や女性や子どもを性的・暴力行為の対象としたような人権侵害となるものもあります。また、インターネットを使ったコミュニケーションも拡大しています。様々な情報を適切に判断したり、活用することができる力を養っていく必要があります。

*DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はそのような関係にあった人から振るわれる暴力であり、それをを利用して相手を支配すること。

*二次被害

相談・保護、捜査、裁判などに携わる職務関係者などの不適切な言動により、被害者が傷つき、さらなる被害が生じること。

● DV相談件数、一時保護数の推移

(単位：件)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
相談件数	659	712	775	811	1,001	996	934	863	923
一時保護数	66	83	66	75	68	58	63	38	31

(鳥取県福祉保健部青少年・家庭課調べ)

● DVの被害経験

	この1年間に被害を受けた	この2～5年間に被害を受けたことがある	この5年以内にはなかったが、過去に被害を受けたことがある	経験したことはない
男性	0.6%	0.6%	2.2%	96.6%
女性	2.1%	1.4%	8.3%	88.3%

(鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年))

● DV被害の主な相談先（全体）

	どこ（だれ）にも相談しなかった	家族や親戚に相談した	友人・知人に相談した	公的な機関に相談した	医療関係者に相談した	民間の専門家や専門機関に相談した
全体	61.1%	22.2%	19.4%	16.7%	5.6%	2.8%

(鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年))

● 性暴力の被害経験

	経験がある（1回あった）	経験がある（2回以上）	まったくない
女性	3.5%	3.0%	93.5%

(鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年))

●性暴力被害の主な相談先

	どこ（だれ）にも相談しなかった	警察に連絡・相談した	警察以外の公的な機関に相談した	その他
女性	47%	6%	10%	37%

(鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年))

＜施策の基本的方向＞

(1) 暴力を許さない社会づくり

DV・児童虐待・性暴力など、あらゆる暴力の防止及び被害者支援に取り組みます。

(1)-1 DV防止及び被害者支援

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」に基づき、DV及びデートDV防止に向けた地域、職場、学校などにおける研修や啓発、関係機関との情報共有・連携による被害者保護、被害者の緊急保護支援、一時保護施設の充実など安全確保、住宅の確保、就労、子どもの養育、心身のケアなど自立に向けた支援を行うなど、総合的な取組を推進します。

【具体的施策】

- ① DV等の男女間の暴力やハラスメントなどに関するセミナーなどによる男女の対等な人権に関する意識啓発を実施します。
- ② 女性に対する暴力防止の普及啓発を行います。
- ③ 県が養成したDV（デートDV）予防啓発支援員を高等学校や地域などの研修会に講師などとして派遣し、DV予防の啓発を推進します。
- ④ 精神的ダメージや経済的理由から、避難所を退所後、すぐ自立できないDV